

日本福祉大学私費外国人留学生学費減免規程

(目的)

第1条 本学に在学する私費外国人留学生（以下「留学生」という。）に対する経済的援助を目的としてこの規程を定める。

(資格)

第2条 日本福祉大学私費外国人留学生学費減免を受給できる者は、各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 人物・学業成績ともに優秀な在学学生
- (2) 日本福祉大学学費納付規則第3条に定める期日までに学費を納付した者
- (3) 外国籍を有し、「出入国管理及び難民認定法」に基づく在留資格「留学」を有する者
- (4) 経済的援助を必要とする者。年間収入基準額については別途定める

(申請)

第3条 学費の減免は、留学生の申請による。ただし在学中に申請できる回数は、最短卒業年数と同数を限度とする。

(募集時期)

第4条 減免の募集は、毎年4月に行う。ただし、後期からの復学者は、9月に行う。

(減免額)

第5条 減免の額は、以下のとおりとする。

- (1) 1年生は、入学金50%相当額および該当する学費のうち授業料の50%相当額とする。
- (2) 2年生以上は、該当する学費のうち授業料の別表1の減免率相当額とする。
- (3) 編入生初年度は、該当する学費のうち授業料の50%相当額とする。
- (4) 編入2年目以降は、該当する学費のうち授業料の別表1の減免率相当額とする。
- (5) 復学・再入学者は、該当する学年の減免率を適用する。

(期間)

第6条 減免の対象期間は1年または半年間とする。

(方法)

第7条 入学金、前後期の授業料のそれぞれについて第5条で定める学費減免を行う。

(定員)

第8条 学費減免者の定員は、日本福祉大学奨学生選考会議ならびに全学学生委員会の議を経て、学長が決定する。

(手続)

第9条 学費の減免を希望する者は、次の各号に掲げる申請書類を提出しなければなら

ない。

- (1) 申請書(所定用紙)
- (2) 前年度成績証明書
- (3) 在留カード
- (4) 前年の収入証明書

但し、第2号は、入学初年度については提出しなくてよい。

(採用)

第10条 学費減免者の採用は、日本福祉大学奨学生選考会議ならびに全学学生委員会の議を経て、学長が決定する。

(採用の取消し)

第11条 学費減免者に採用された者が、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは採用の決定を取り消すものとする。なお取消日は、取り消しが決定された日の属する年度または学期始まりの日とする。

- (1) 本学生の身分を失ったとき
- (2) 学則による懲戒を受けたとき
- (3) 本規程第2条に基づく在留資格を失ったとき、または、受給資格を失っていたことが判明したとき
- (4) 休学することとなったとき
- (5) 著しい学業不振等が認められるとき
- (6) 日本福祉大学学費納付規則第3条に定める期日までに、後期学費を納付しなかったとき
- (7) その他、各学部および全学学生委員会において、学費減免者として適当でないと認められたとき

(本規定の所管課室)

第12条 本規程の所管課室は学生課とする。

(本規程の改廃)

第13条 本規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 本規程は、1990年4月1日より施行する。
- 2 本規程は、1999年4月1日より一部改正施行する。
- 3 本規程は、2000年4月1日より一部改正施行する。
- 4 本規程は、2001年4月1日より一部改正施行する。
- 5 本規程は、2002年4月1日より一部改正施行する。
- 6 本規程は、2003年4月1日より一部改正施行する。
- 7 本規程は、2006年4月1日より一部改正施行する。

- 8 本規程は、2007年4月1日より一部改正施行する。
- 9 本規程は、2009年4月1日より一部改正施行する。
- 10 本規程は、2010年4月1日より一部改正施行する。
- 11 本規程は、2015年4月1日より一部改正施行する。
- 12 本規程は、2019年4月1日より一部改正施行する。

別表1 授業料減免率

		単位数評価				
		V	IV	III	II	I
GPA 評 価	V	65%	55%	30%	15%	0%
	IV	52%	44%	24%	12%	0%
	III	39%	33%	18%	9%	0%
	II	39%	33%	18%	9%	0%
	I	12%	9%	0%	0%	0%

- * 単位数評価ならびに GPA 評価は、各学部で定められたものを適用する。
- * 対象となる GPA 評価および修得単位数は、前年度のものとする。ただし、4年生については、過年度全ての成績および単位修得状況が対象となる。